

議案第97号

川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成22年9月3日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

川崎市地方卸売市場業務条例（平成18年川崎市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第1条中「神奈川県卸売市場条例」を「神奈川県地方卸売市場条例」に改める。

第12条を次のように改める。

（せり人章の着用）

第12条 せり人は、卸売のせりに従事するときは、せり人章を着用しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

（せり人名簿の写しの提出等）

第12条の2 卸売業者は、県条例第12条第2項の名簿（以下「せり人名簿」という。）を作成したときは、その写しを市長に提出しなければならない。同条第3項の規定によりせり人名簿に必要な変更を加えたときも同様とする。

2 市長は、前項の規定によりせり人名簿の写しの提出があったときは、必要に応じ、当該卸売業者に対して、前条のせり人章を交付し、又はその返還を

求めるものとする。

附 則

この条例は、平成22年11月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

神奈川県卸売市場条例の一部改正に伴い、卸売業者はせり人名簿の写しを提出しなければならないこととすること等のため、この条例を制定するものである。